

# 社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会 緊急用食料等給付 事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、真岡市内に居住する低所得者等が、緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれとなった場合に、その食料等の現物を給付することにより、生活再建に向けた支援を行うことを目的とする。

## (予算)

第2条 この事業にかかる予算は、善意銀行預託金及び預託払出（物品）等によるものとする。

## (対象者)

第3条 この事業は、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯を対象とする。

- ① 真岡市内に居住しており、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯を対象とする。
- ② その他、市社会福祉協議会会長が特に必要と認めた世帯。

## (給付にかかる申請)

第4条 この事業による支援を必要とする者（以下「支援対象者」という。）は、別紙様式1により給付申請をするものとする。

## (食料等の給付)

第5条 給付する食料等については、次のとおりとする。

- ① 別表1に定める食料については、その給付基準を基に、必要日数及び必要人数を乗じた量を給付するものとする。ただし、2週間分を限度とする。
- ② 乳幼児がいる世帯については、粉ミルク・離乳食等の食料や紙おむつを必要に応じて、必要日数及び必要人数を乗じた量を給付するものとする。
- ③ 食料等の給付を受けた者は、受領書（様式2）を提出する。

## (給付の回数)

第6条 この事業により食料等の給付を受けたことのある者に対し、再度、給付する場合は、前回の給付より3か月以上経過していることとする。ただし、生命を維持していくうえで、継続した給付が必要となる場合は、その限りではない。

(食料等の備蓄・調達・保管)

第7条 給付する食料等は、緊急性に対応できるよう、あらかじめ、相当量を備蓄するものとする。ただし、備蓄食料が足りないときや、備蓄食料等以外で支援対象者から要望があり職員が必要と認める場合は、調達することができるものとする。また、市民等から提供を受けた食料等については、市社協で保管し、適宜提供する。

(消費期限間近の食料等)

第8条 消費期限が3か月以内に迫った食料等については、市内施設への配分や県内の特定非営利活動法人が実施するフードバンク事業への配分ができるほか、市社会福祉協議会で実施する各種事業で活用できるものとする。

(物品の貸出)

第9条 食料等に付随して特別に必要とし、かつ高額な卓上ガスコンロ等の物品については、貸出をすることができ、食料等給付日数を過ぎて数日以内に返却を求めものとする。

(返還の不要)

第10条 この事業は、緊急時の支援に向けた食料等の給付を旨とするので、第9条に該当する物品を除いて、返還を求めないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、緊急用食料等の給付に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

	食 料	給付基準	備 考
①	白米及び玄米	450g（3合）	
	乾麺	400g	
②	缶詰	3缶	
	レトルト食品	3袋	
③	インスタント麺	3個	

※大人1人1日（3食分）あたりの量とするが、①の主食と②の副食は1品ずつ、1食ごとに組み合わせることができ、③は単品とする。また、①かつ②と、③を1食ごとに組み合わせることができるものとする。さらに、幼児や高齢者等のケースによるなど、柔軟に対応できるものとする。